

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年10月6日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	市川市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭の父母、養育者、子ども
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月27日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	13
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=T&KK_type=T&KK_type=2&hi_no=&kk_name=%E5%B8%82%E5%B7%9D%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%A1%82%F3%A1%A8%F3%82%8A&ev_tvne=2&ev_tvne=3&ev_tvne=4&nnn_date_f
12. 委任関係	

執行機関名 市川市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	ひとり親家庭の父母等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第57号)別表第1 第24の項 ひとり親家庭の父母等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	市川市ひとり親家庭の父母等の医療費等の助成に関する規則(平成9年1月31日規則第2号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦)に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の(福祉を図ること)を目的とする。	この規則は、(ひとり親家庭の父母等)に対し、医療費等を助成することにより、当該家庭の(福祉の増進を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		市川市ひとり親家庭の父母等の医療費等の助成に関する規則(平成9年1月31日規則第2号)